

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を平成26年4月30日に地方分権改革推進本部で決定)

1 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)
 - ※ 従来の委員会勧告で対象外としていた事項も提案可能(本府省の事務・権限の移譲、補助要綱に基づく規制緩和など)

2 提案主体

- ①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)

3 スケジュール

- 5月20日～7月15日 提案主体からの提案募集を受付
 - ・ 制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- 7～11月 政府における検討
 - ・ 受け付けた提案は内閣府が実現に向けて関係府省と調整。関係府省と提案団体との間のやり取りを重ねる。
 - ・ 地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議。
- 12～3月 対応方針の決定
 - ・ 年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。
 - ・ 通常国会に所要の法律案を提出。

※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表。